

政府の憲法解釈における論理的整合性及び法的安定性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年九月二十五日

小西洋之

参議院議長 山崎正昭殿



政府の憲法解釈における論理的整合性及び法的安定性に関する質問主意書

一 政府の憲法解釈における論理的整合性、法的安定性のそれぞれについて安倍内閣は具体的にどのような意味であると理解しているか。両者の関係も含めて詳細に示されたい。

二 一般論として、政府の憲法解釈や憲法解釈の変更について、「法的安定性は、関係ない。」、すなわち、「法的安定性など、どうでもいい。」という趣旨の発言を行う政府高官がいた場合、その者は憲法第

九十九条に定める国家公務員の憲法尊重擁護義務を適切に果たすことができるか。

右質問する。

